

# 子どもの医療費についてのお知らせ

平成29年4月1日から、就学前の子どもさんと同様に小学生・中学生の医療費についても、病院や薬局の窓口で一定額を支払うだけで受診できるようになりました。

佐賀県内の医療機関を受診するとき、医療機関等の窓口で「健康保険証」と「子どもの医療費受給資格証(ピンク色)」を一緒に提示してください。

＜対象年齢＞ 誕生日から15歳に達した年度の末日まで（中学校卒業後の3月31日まで）

＜対象疾病＞ 通院及び入院（入院時食事療養費を除く保険診療の対象となる全疾病）

## ＜現物給付＞

【支払方法】 入院：1医療機関あたり、上限1,000円/月  
通院：1医療機関あたり、2回目まで 上限500円/月（薬局は無料）

【県外受診】 就学前までの子どもさんは、下記の町が定める県外医療機関において、子どもの医療費受給資格証（ピンク色）を利用できます。

（県外の指定医療機関）

①久留米大学病院	②社会医療法人雪の聖母会聖マリア病院
③福岡市立こども病院・感染症センター	④佐世保市立総合病院
⑤国家公務員共済組合連合会佐世保共済病院	

◎学校や保育園等でケガをした場合は、病院や薬局の窓口でその旨を伝えてください。

※ 上記に該当する場合、スポーツ保険（日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度）が優先されますので、子どもの医療費受給資格証（ピンク色）は使えません。

（学校や保育園等の保健室の先生などに相談のうえ、スポーツ保険に請求してください。）

◎子どもの医療費受給資格証の内容(住所・氏名・加入する健康保険)等に変更がある場合は、福祉課窓口で変更の手続きが必要です。

## ＜償還払い＞

◎県外受診で指定医療機関以外を受診する場合

※ 指定医療機関以外においては、子どもの医療費受給資格証（ピンク色）は使えません。一旦医療機関等に一部負担金を支払った後「子どもの医療費助成金申請書」に必要事項を記入し、診療月別で医療機関ごとに領収書を添付のうえ、福祉課こども給付係に提出してください。

◎平成29年3月診療分までの小中学生の医療費助成について

※ 平成29年3月以前に小中学生が医療機関等を受診し、一旦一部負担金（3割）を支払われた場合、「子どもの医療費助成金申請書」に必要事項を記入して、診療月別で医療機関ごとに領収書を添付のうえ、福祉課こども給付係へ早急に提出してください。

◎助成金の申請期限は、一部負担金の支払い後1年以内となっています。  
早めのご提出をお願いいたします。

江北町役場福祉課 こども給付係  
(TEL: 0952-86-5614)  
(FAX: 0952-86-2130)